

令和4年第1回

石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和4年2月21日

石川県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

第1号（2月21日）

1. 招集告示年月日	1
1. 招集場所	1
1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した職員	1
1. 議事日程	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 開 会（午後2時50分）	3
1. 開 議	3
1. 一部議席の指定	3
1. 諸般の報告	3
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 副議長の選挙	4
1. 当選の告知	5
1. 議案上程（議案第1号～議案第10号）	5
1. 提案理由の説明	5
1. 採 決	9
1. 議案上程（議会議案第1号）	9
1. 採 決	9
1. 閉 議	10
1. 閉 会（午後3時20分）	10
1. 署名議員	12

令和4年2月21日(月曜日)

第 1 号

○招集告示年月日

令和4年2月8日

○招集場所

KKRホテル金沢

○出席議員(16名)

1 番 久保 洋子 (金沢市)	2 番 佐藤 喜典 (七尾市)
3 番 吉本慎太郎 (小松市)	4 番 西 恵 (輪島市)
5 番 泉谷満寿裕 (珠洲市)	6 番 稲垣 清也 (加賀市)
8 番 猪村 博靖 (かほく市)	9 番 藤田 政樹 (白山市)
10 番 田中策次郎 (能美市)	11 番 中村 義彦 (野々市市)
12 番 田中 秀夫 (川北町)	13 番 角井外喜雄 (津幡町)
14 番 清水 文雄 (内灘町)	15 番 南 正紀 (志賀町)
17 番 諏訪 良一 (中能登町)	19 番 大森 凡世 (能登町)

○欠席議員(2名)

7 番 浜名 等 (羽咋市)	16 番 金田 之治 (宝達志水町)
----------------	--------------------

○説明のため出席した者

広域連合長	梶 文秋	副広域連合長	矢田 富郎
事務局長	小崎 隆司	総務課長	赤島 明
業務課長	北村 悦子	会計管理者	米屋 郁代
健康推進室長	寺西 衣姫		

○職務のため出席した職員

書記長	松下 有宏	書記	卯坂 勇
総務課主査	清水 啓章	業務課主事	森元 達也
業務課主事	今井 翔太	業務課主事	泉 貴大
業務課主事	元雄 直道	業務課主事	道下 勇樹

○議事日程（第1号）

令和4年2月21日（月）

日程第1 一部議席の指定

日程第2 諸般の報告

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 副議長の選挙

日程第6 議案第1号 令和3年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
（第2号）

議案第2号 令和3年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療  
特別会計補正予算（第2号）

議案第3号 令和4年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第4号 令和4年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療  
特別会計予算

議案第5号 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条  
例の一部改正について

議案第6号 石川県後期高齢者医療広域連合一般職の給与に関する条  
例の一部改正について

議案第7号 石川県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及  
び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第8号 石川県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する  
条例の一部改正について

議案第9号 石川県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定につ  
いて

議案第10号 石川県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につ  
き同意を求めることについて

議会議案第1号 石川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正に  
ついて

---

○本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

---

◎開会・開議

(午後2時50分 開会)

○久保洋子議長 議長の久保洋子でございます。円滑な議事進行にご協力お願いします。  
今定例会の開会に先立ちまして、議員の交代について、ご報告いたします。

去る12月16日に内灘町選出の中川達議員から、また12月17日に中能登町選出の作間七郎議員から、また12月23日に小松市選出の高野哲郎議員から、それぞれ議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により許可されていますので、ご報告申し上げます。

また10月29日に加賀市選出の中谷喜英議員が、また10月31日に七尾市選出の久保吉彦議員、能美市選出の居村清二議員が、また2月1日に穴水町選出の石川宣雄議員が、それぞれ任期満了となっております。

なお、後任の議員といたしまして七尾市より佐藤喜典議員が、小松市より吉本慎太郎議員が、加賀市より稲垣清也議員が、能美市より田中策次郎議員が、内灘町より清水文雄議員が、中能登町より諏訪良一議員がそれぞれ選出されていますので、ご報告を申し上げます。

○久保洋子議長 ただいまから令和4年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は16名で定足数に達しております。よって本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

~~~~~

◎一部議席の指定

○久保洋子議長 それでは、日程第1、「一部議席の指定」を行います。会議規則第3条第1項の規定により新たに広域連合議員に当選された方の議席を指定します。新たに広域連合議員となられた方の議席は、お手元に配布の座席表のとおり指定します。

~~~~~

◎諸般の報告

○久保洋子議長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。地方自治法第121条第1項の規定による今定例会の説明員の氏名は、お手元に配布のとおりであります。

次に石川県後期高齢者医療広域連合監査委員より地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果が提出されていることをご報告します。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

◎会議録署名議員の指名

○久保洋子議長 次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員に9番 藤田政樹議員及び15番 南正紀議員を指名します。

~~~~~

◎会期の決定

○久保洋子議長 次に、日程第4、「会期の決定」を議題とします。お諮りします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○久保洋子議長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

◎副議長の選挙

○久保洋子議長 次に、日程第5、「副議長の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○久保洋子議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思いますが、これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

○久保洋子議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。副議長に、清水文雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました清水文雄議員を副議長の当選人と定めることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

○久保洋子議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました清水文雄議員が、副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました清水文雄議員が議場におられます。会議規則第28条第2項の規定より、当選の告知をいたします。

〔議長〕と清水文雄議員が挙手

○久保洋子議長 清水文雄議員

〔清水文雄議員 登壇〕

○清水文雄議員 内灘町の清水でございます。ただいま、皆様方のご推挙をいただき、第11代石川県後期高齢者医療広域連合議会副議長に就任することになりました。もとより微力ではございますけども、久保議長を支えて、議会が円滑に運営できるように務め、当広域連合の発展に寄与してまいり所存でございます。皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげまして、副議長就任のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔清水文雄議員 着席〕

○久保洋子議長 ただいま清水文雄議員から副議長当選の受諾がありましたので、副議長に決定いたしました。

~~~~~

### ◎議案上程

○久保洋子議長 これより、日程第6、議案第1号「令和3年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」ないし、議案第10号「石川県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の議案10件を一括して議題といたします。

~~~~~

### ◎提案理由の説明

○久保洋子議長 提出者から提案理由の説明を求めます。

〔議長〕と梶文秋広域連合長が挙手

○久保洋子議長 梶文秋広域連合長。

〔梶文秋広域連合長 登壇〕

○梶文秋広域連合長 令和4年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会にあたりまして、議員の皆様方には極めてご多用の中ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

また日ごろより後期高齢者医療制度につきまして、格別のご理解とご協力を賜っております。心から感謝を申し上げます。なお、今ほどご就任されました清水副議長さんにおかれましては、当広域連合のさらなる発展のため、ご指導ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症についてであります。現在も、オミクロン株が猛威をふるっており、医療現場や教育現場などに大きな影響がでております。このオミクロン株は、重症化リスクがやや低いとも言われておりますが、我々が対象とする後期高齢者にとっては、決して楽観視できないものであり、今後とも保険者としての責務を果たし、地域医療を支えてまいりたいと考えております。

こうした中、この後期高齢者医療制度は、大きな転換期を迎えております。本議会は、令和4年度及び令和5年度の保険料率を決定する重要な議会となっておりますが、まさにこの令和4年度から、いよいよ団塊の世代の方々が後期高齢者医療制度に本格的に加入することとなり、被保険者や医療費が今後大幅に増加することが見込まれております。さらに、少子化や人口減少により、高齢者の方々を支える現役世代の方の減少も進んでおります。後期高齢者の医療給付費のうち約4割は、現役世代からの支援金によって賄われておりますが、人口構成の変化が急速に進む中で、そのお一人当たりの負担が、将来にわたり増大していくことが大きな課題となっております。そのため国では、世代間の公平性を確保するため、一定以上の所得がある方の窓口負担について、これを2割へと引き上げることとしたほか、今回の保険料率の見直しに際しても、医療給付費のうち、後期高齢者が保険料として負担すべき割合を引き上げたところであります。

当広域連合では、平成26年度及び27年度の改定時より、4期連続して保険料率を据え置いてまいりましたが、このような状況を踏まえ、次期保険料を算定いたしましたところ、現行料率を据え置いた場合、大幅な財源不足が見込まれることとなったため、これまでの剰余金であります医療給付費準備基金を22億円活用させていただき、上昇幅を極力抑制したうえで、一定の引き上げを行わせていただくことといたしました。保険料や窓口負担などが増加することは、高齢者の方々にとって大変厳しいものと認識いたしておりますが、世界にも例を見ない超高齢社会の到来に向けまして、世代間の負担の公平性を確保し、また将来にわたり後期高齢者医療制度を安定的に維持していくため、やむを得ない対応であるというふうに考えておりまして、今後、県内の市町と連携をいたしまして、被保険者の方々に対する周知を図りますとともに、丁寧に理解を求めてまいりたいと考えております。

また、本年10月1日施行の窓口負担割合の見直しに向けましては、国が示しておりますスケジュールに合わせて、令和4年度の保険証一斉更新を、すべての被保険者に対しまして、施行日の前後で有効期間を分けて、7月と9月の2回交付させていただくこととい



たしております。制度改正につきましても、今月末にも、県内約40万世帯の方々に対し、新聞折り込みチラシを配布させていただくことといたしており、今後とも被保険者あるいは医療機関が混乱することがないように、周知広報などの準備に万全を期してまいりたいと存じます。特に、2割負担の対象となったの方々に対しましては、外来医療について、施行後3年間は、1か月の負担増加分を3千円に抑えるといった配慮措置があることや、高額療養費の支払いにかかる口座登録を事前に勧奨するなど、丁寧に制度を説明してまいりたいと考えております。

それでは、今回の提出議案について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第1号であります、「令和3年度一般会計補正予算(第2号)」であります。一般会計では、不用額の減額をさせていただくものであります。歳入につきましては構成市町の共通経費負担金を、また歳出におきましては派遣職員の人件費負担金と特別会計への事務費繰出金を、それぞれ1,279万6千円を減額させていただき、歳入・歳出総額について5億4,887万4千円とするものであります。

次に、議案第2号であります。これは「令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」であります。特別会計は、窓口負担2割導入に係る周知や被保険者証の発送にかかる委託料の減少等に伴い、3,306万2千円を減額し、歳入・歳出の総額を1,646億1,770万5千円とするものであります。その歳入の内訳であります。県支出金として6,900万円、また財産収入として6万1千円をそれぞれ増額いたし、繰入金として1億212万3千円を減額するものであります。また歳出の主な内容であります。総務費といたしまして1,602万円、保健事業費として1,930万円を減額させていただき、特別高額医療費共同事業拠出金として219万7千円、また基金積立金6万1千円を追加計上させていただきます。なお、保険給付費についてであります。総額の増減はありませんが、新型コロナの影響等により、内訳として療養給付費の減少や、訪問看護療養費等の増加を見込んでおります。以上が、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算の概要であります。

次に、議案第3号「令和4年度一般会計予算」について申し上げます。一般会計は、広域連合の運営上必要な経費といたしまして、派遣職員の人件費、また事務所の使用料、特別会計への事務費繰出金などでありまして、歳入・歳出の総額それぞれ5億5,404万円を計上いたしております。その主な財源は、構成する市町からの負担金であります。歳出の方では、特別会計への事務費繰出金1,337万8千円を増額いたしております。

次に、議案第4号「令和4年度特別会計予算」についてであります。特別会計は、主に保険給付費でありまして、歳入・歳出総額として、それぞれ1,672億9,049万8千円を計上いたしております。その主な内容についてご説明申し上げます。まず歳入であります。第1款 市町支出金として、被保険者からの保険料及び療養給付費に係る市町の定率負担金など、298億5,389万8千円を計上いたしております。第2款 国庫支出金であります。療養給付費に係る国の定率負担金や調整交付金など、544億7,505万2千円を計上いたしております。第3款 県支出金であります。療養給付費に係る県の定率負担金など、141億361万9千円を計上いたしております。次に第4款 支払基金交付金であります。支払基金から交付される現役世代からの支援金671億339万円を計上いたしております。

次に、歳出であります。第1款 総務費については、医療給付に係る事務経費でありまして、電算処理システムに係る運営委託料など、5億2,078万円を計上いたしております。第2款 保険給付費であります。療養給付費や高額療養費、また国保連合会への審査支払手数料など、1,659億5,690万8千円を計上いたしており、歳出全体の99%を占めております。第3款 県財政安定化基金拠出金であります。財政安定化のための基金を積み増すものでありまして、4,705万円を計上いたしております。第4款 特別高額医療費 共同事業拠出金は、高額医療費の支払いに対するリスク分散のため、全国の広域連合が共同して拠出しているものでありまして、7,710万9千円を計上させていただきます。第5款 保健事業費であります。健康診査や、保健事業と介護予防の一体的実施など、被保険者の健康増進に係る経費といたしまして、6億5,472万6千円を計上いたしました。以上が、令和4年度一般会計及び特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第5号であります。「後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」ご説明を申し上げます。これは、令和4年度及び令和5年度における保険料につきまして、条例で規定するものであります。その内容につきましては、所得割率を「100分の9.53」、被保険者均等割額については「4万8,500円」として、おのこの条文を改正しますとともに、国の政令改正を受けまして、賦課限度額について「66万円」に改定するものであります。

次に、議案第6号であります。「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」また、議案第7号では「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。これは、令和3年の人事院勧告にあわせたものであります。

次に、議案第8号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」であります。これは、押印を求める手続きの見直しによるもの、判子をいらなくするというものであります。

次に、議案第9号であります。「第四次広域計画の策定について」であります。広域計画は、地方自治法の規定によりまして、広域連合に作成が義務付けられているものでありまして、現行計画が、本年度末にその計画期間が終了することから、団塊世代の加入などの課題を踏まえまして、令和4年度から令和7年度までを計画期間とする第四次広域計画を策定するものであります。

次に、議案第10号であります。「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」であります。これは、委員の任期満了に伴いまして、後任の委員を選任するに当たりまして、本議会の同意をお願いするものであります。

以上、補正予算案及び当初予算案で各2件、条例改正では4件、広域計画の策定が1件、人事案件が1件、合わせて10件の議案につきまして、ご説明を申し上げたところであります。何とぞ 慎重にご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますよう、お願いを申し上げます。提案理由の説明は以上でございます。

〔梶文秋広域連合長 着席〕

~~~~~

◎採 決

○久保洋子議長 提案理由の説明は終わりました。お諮りします。ただいま説明のありました議案10件については、事前通告がございませんでしたので、質疑その他を省略して、10件を一括して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○久保洋子議長 異議なしと認めます。議案第1号「令和3年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」ないし議案第10号「石川県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の議案10件を一括して採決します。

お諮りします。議案第1号ないし議案第10号について、原案のとおりそれぞれ可決、同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○久保洋子議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号ないし議案第10号の議案10件については、原案のとおり、それぞれ可決、同意することに決しました。

~~~~~

◎議案上程

○久保洋子議長 続きまして、議会議案第1号「石川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

~~~~~

◎採 決

○久保洋子議長 お諮りいたします。本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○久保洋子議長 異議なしと認めます。お諮りいたします。議会議案第1号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○久保洋子議長 異議なしと認めます。よって、議会議案第1号については、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。本定例会において議決されました各案件につきましては、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第33条の規定に基づき、その整理を議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○久保洋子議長 異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました案件の整理については、議長に一任することに決定しました。

~~~~~

◎閉議・閉会

(午後3時20分閉会)

○久保洋子議長 ここで挨拶の申入れがありますので、これを許します。

〔「議長」と梶文秋広域連合長が挙手〕

○久保洋子議長 梶文秋広域連合長。

〔梶文秋広域連合長 登壇〕

○梶文秋広域連合長 それでは議長のお許しをいただきましたので一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。この定例会につきましては、私にとりまして任期最後の広域連合の定例会ということになりました。

私は、平成22年12月に県内首長の方々のご推挙をいただき、広域連合長に就任させていただきました。以来3期11年にわたりまして、この後期高齢者医療制度に携わってまいりました。

就任した当時から、とりわけ奥能登地区では高齢化が急速に進んでおりまして、将来への医療に対する危機感を強く感じておりました。そして現在では、我が国全体といたしましても、超高齢化社会を迎えておりますが、現実の地域では沢山の高齢者が明るく元気に生きがいを持って活動しておられます。私自身、こうした皆さんと触れ合う中で高齢者の方が安心して医療を受けることができる地域社会を守らなければと、またその健康寿命を少しでも延ばして元気な高齢者を増やしたい、そんな想いも感じながら、この連合長の職を通して、その想いを進めることもひとつの要因であったかと思っております。

おかげさまで持ちまして、これまで被保険者の方々に寄り添いながら、制度を安定的に運営することができてきたのは、これもひとえに、議会の皆様方、あるいは高齢者の皆様方のご支援、県や関係市町、事務局職員のご協力の賜物であり、ここに深く感謝申し上げる次第であります。

この先、新たな広域連合長にバトンを委ねることにいたしますけれども、残された任期、精一杯全力で取り組んでまいる覚悟であります。今後とも議員皆様のご指導とご協力をお願い申し上げ、簡単でありますけれども挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

〔梶文秋広域連合長 着席〕

○久保洋子議長 以上をもちまして、今定例会の議事は全部終了いたしました。これをもって令和4年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年2月21日

議 長           久保 洋子

副議長           清水 文雄

署名議員       藤田 政樹

署名議員       南    正紀